



8月のお知らせやイベントをご案内します。

- 【マークの見方】
- 日 日時・時間
 - 場 場所・会場
 - 内 内容
 - 持 持ち物
 - 対 対象
 - 定 定員
 - 講 講師
 - 申 申込方法
 - 費 費用
 - 問 お問い合わせ
 - 他 その他

お知らせ

米の検査が抽出 検査に変わります

これまで全量全袋検査をしてきましたが、平成27年産以降、基準値（1000ペクレル）超過がないため、今年産米からモニタリング（抽出）検査に移行します。任意に抽出した市内生産者の米を検査し、結果が判明し次第県が解除を決定します。

後期高齢者医療費 免除の決定通知

令和2年度の後期高齢者医療保険料の決定通知を8月中旬に送付します。●納付方法の確認を 保険料は原則として特別徴収（年金から差引き）で

ます。解除決定までは無償譲渡を含めた出荷・販売を自粛するようお願いいたします。●農政課農業振興係 ☎573-5635

児童扶養手当現況届 忘れずに提出を

児童扶養手当の現況届は毎年8月1日の状況により、引き続き受給できるかを確認するものです。8月中旬に提出しないと11月以降の手

納めませんが、前年から変更になる場合があります。決定通知が届いたら納付方法を必ず確認してください。●特別徴収にならない場合 年度の途中で75歳の誕生日を迎えた場合や、特別徴収の対象となる年金受給額（年間）が18万円未満の場合などは、特別徴収になりません。その場合は、普通徴収（納付書または口座振替）で納付してください。●納付方法の変更 「納付書から口座振替への変更」、「特別徴収から口座振替への変更」が可能です。詳しくは決定通知書をご覧ください。●国保年金課課係 ☎575-1198

防災行政無線などを 用いた情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生に備え、Jアラートによる情報伝達訓練を全国一斉に実施します。●8月5日⑩11時 ●伝達手段は次のとおり

- ①防災行政無線および個別受信機から一斉放送
 - ②伊達市メール配信システムの登録者に一斉送信
- 国保年金課防災企画係 ☎575-1197

水道水が白く濁って も安心してご利用を

夏は水温と気温の温度差が大きいため、水道水が白濁することがあります。これは水が蛇口から出た瞬間に、水に含まれる空気が膨張し、白い泡となって現れるためです。白濁しても心配せず、安心してご利用ください。●水道課施設係 ☎573-5038

ひとり親家庭対象 教育訓練費用等助成

ひとり親家庭の自立支援のため、教育・職業訓練などの費用を助成します。受講前に申請いただく必要がありますので、まずはこども支援課にご相談ください。●自立支援教育訓練給付金 ●職業能力開発のために指定の教育訓練講座を受講した場合：受講費の60%（上限20万円）を支給

ルールを守って ごみを出しましょう

ごみ出しのルール違反が増えています。ごみは決められた日の午前8時までに指定された場所へ排出してください。ごみカレンダーやごみの出し方・分け方ハンドブックを参考に、ごみの正しい分別と排出に協力をお願いします。カレンダーやハンドブックは生活環境課または各総合支所に配布しています。●違反例

排出日でない日に粗大ごみが捨てられている／びん類が色別に分けられていない／ペットボトルにキャップやラベルが付いたまま捨てられている など ●生活環境課環境係 ☎575-1228

健康手帳で健診結果 や通院の管理を

市は40歳以上の人を対象に、健診結果や通院状況な

個人事業税の お知らせ

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売事業や不動産貸付業など、法令で定められた事業を行う個人が納める県の税金です。今年度の課税対象者には

県政世論調査に ご協力ください

県民の皆さまのご意見を今後の県の事業に役立てるための調査を実施しています。●県内にお住まいの満15歳以上の男女13000人に対して、郵送で調査用紙を送りしています。調査用紙が届いた人は8月4日⑩までにご回答をお願いいたします。調査のための大切な調査です。ご協力をお願いいたします。●県庁県民広聴室 ☎521-7013

あなたの遺言書を 法務局が守ります

7月10日⑨から、遺言の

年金生活者支援 給付金のお知らせ

県北地方振興局県税部から8月中旬に納税通知書を送りますので、期限内の納付をお願いします。●納期は8月31日⑩、11月30日⑩の2回で、税額1万円以下の場合8月31日⑩までの一括納付となります。●国北地方振興局県税部 ☎521-2692

年金生活者支援 給付金のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準以下の人の支援を目的に年金に上乗せして支給されます。●次の全てを満たす人 ●老齢基礎年金受給者 ①65歳以上 ②世帯全員が市民税非課税 ③年金収入額とその他の所得額合計が87万9300円以下 ●障害基礎年金・遺族基礎年金受給者 ①前年の所得額が 462万1000円以下

住宅応急修理制度 申込は9月30日まで

令和元年東日本台風（台風19号）による住宅応急修理制度の申込期限は9月30日⑩です。被災住宅の修理を予定している人は必ず期限内までにお申し込みください。●建築住宅課施設整備第一係 ☎573-5064



市職員採用候補者試験のお知らせ

受付期間は 8月3日(月)～24日(月)

令和3年度採用の伊達市職員採用候補者試験を実施します。

申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、人事課(市役所東棟3階)に提出してください。申込用紙は人事課で配布します。市ホームページからダウンロードすることもできます。

郵便による申込用紙の請求

郵便で申込用紙を請求する場合は、8月14日(金)までに「職員採用候補者試験申込用紙請求(受験職種名)」と表面に朱書きした封筒に、返信用封筒(角型2号に120円切手を貼って宛先を明記したもの)を同封して請求してください。

1次試験 9月27日(日)9時～ 保原体育館
※2次試験の案内は実施要項をご覧ください。

☎ 人事課人事給与係 ☎ 575-1104

行政事務(高校卒)	行政事務(障がい者)	行政事務(福祉)(職務経験者)
3人程度	若干名	若干名
①平成11年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人 ②日本国籍を持つ人 ※大学を卒業した、または令和3年3月末日までに卒業見込みの人を除く	①昭和55年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※受験申し込みまでに交付の申請をしている人を含む。ただし、令和3年3月までに交付されない場合は採用になりません。 ③活字印刷文による筆記試験および口頭による面接試験に対応できる人 ④日本国籍を持つ人	①昭和45年4月2日以降に生まれた人 ②社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士のうち、いずれかの資格を有し、資格を活かした職務経験(社会福祉施設、福祉事務所などにおいて社会福祉に関連した業務)が通算5年以上(令和2年8月末日現在)ある人 ※職務経験には、週の正規勤務時間が30時間以上の勤務を6カ月以上継続して就業していた期間が該当します。 ※職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。



伊達地方消防組合職員を募集

受付期間は 8月14日(金)まで

令和3年4月1日採用の伊達地方消防組合職員の採用試験を実施します。

職種 消防吏員 **採用人数** 6人程度
受験資格 平成8年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人(性別・学歴不問)

申込方法 受験申込書…消防本部総務課で配布します(消防組合ホームページからダウンロード可能)。必要事項を記入し、消防本部総務課に持参または郵送でお申し込みください。

申込締切 8月14日(金)

1次試験 9月20日(日)

☎ 伊達地方消防組合消防本部総務課 ☎ 575-0180



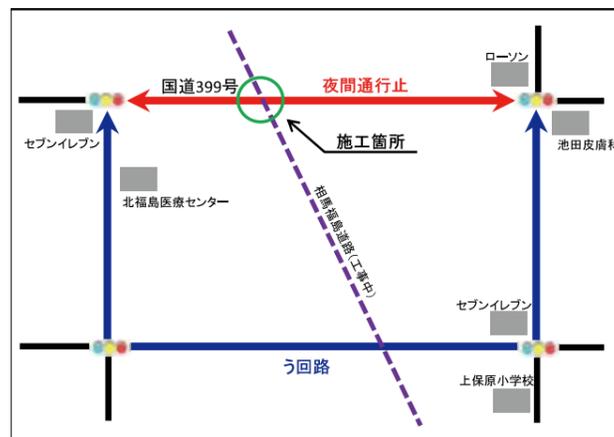
消防組合ホームページ



工事に伴う国道399号の夜間通行止め

通行止めは 22時～翌朝6時

相馬福島道路の工事に伴い、国道399号が夜間通行止めになります。ご迷惑



国保税の納税通知書を送付

忘れずに期限内に納付しましょう

令和2年度の国民健康保険税(以下、国保税)の税率などが下表のとおり決定し、7月中旬に納税通知書を送付しました。

▼国保税の税率と課税限度額 ※介護分は40～64歳の人が対象

区分	医療分	支援分	介護分
所得割 (前年の所得金額で計算)	前年の所得 × 6.1%	前年の所得 × 2.2%	前年の所得 × 1.7%
均等割 (世帯の国保加入者数で計算)	2万2,000円	8,000円	8,000円
平等割 (1世帯ごとに定額で計算)	1万6,400円	6,000円	4,200円
課税限度額*1	63万円	19万円	17万円

*1…課税限度額を超えた分は切り捨てとなります。

をおかけしますが、安全を最優先に作業を進めますのでご協力をお願いします。

期間 7月30日(土)～8月8日(土)の朝まで
8月17日(日)～9月3日(土)の朝まで

時間 22時～翌朝6時まで

区間 伏黒字中曾根～宮本内
※12月にも同様の通行止めを予定

☎ 福島河川国道事務所東北中央道維持出張所 ☎ 555-6554

国保税は国民健康保険を運営する大切な財源です。忘れずに納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに収納課(市役所東棟1階)に相談してください。

▼所得が低い世帯に対する軽減措置の拡充

軽減割合	軽減判定基準 (世帯主*2+被保険者の前年所得)
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数*3 × 28.5万円) 以下
2割	33万円 + (被保険者数*3 × 52万円) 以下

*2…他の医療保険に加入している擬制世帯主も含む
*3…後期高齢者医療制度に移行した旧国保該当者含む

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198